平成２８年（フ）第６９２７号
東京都大田区田園調布４丁目13―20
債務者　佐野　一彦
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉不二男
4　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地３
サンコートマホロバ２―306
債務者　齋藤　　勲
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　破産債権の届出期間　平成28年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２２号
千葉県山武郡横芝光町横芝559番地10
債務者　押尾　敏子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成28年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３号
千葉県山武郡横芝光町横芝559番地10
債務者　押尾　　仁
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成28年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市飾磨区堀川町12―１、住民票上の住所兵庫県姫路市御立東１丁目25番15―５号
債務者　野中　啓一
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成28年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市飾磨区堀川町12―１、住民票上の住所兵庫県姫路市御立東１丁目25番15―５号
債務者　野中くにこ
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成28年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６５号
広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田409番地　アルファー本町Ｂ―２号室
債務者　田崎　安信
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　功治
4　破産債権の届出期間　平成28年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月９日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１３７号
広島県福山市大門町２丁目23番33号　プリムローズ204
債務者　佐野　貴宗
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　拓也
4　破産債権の届出期間　平成28年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３９２号
北九州市門司区大里東４丁目12番22号
債務者　田原　真澄
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　章悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７０９号
東京都千代田区神田錦町１―11―２　ガラグランティ大手町402号、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町国岡809番地の11
債務者　徳丸康文こと　**徳**丸　康文
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸谷　嘉秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８４号
北九州市八幡西区森下町25番１号
債務者　松本　武志
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７０５号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目11番17号
債務者　酒井　栄二
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
香川県さぬき市志度4077番地39
債務者　熊野　博規
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３００号
新潟市中央区女池上山３丁目14番14号　メゾンフェニーチェⅡ102号
債務者　横山　　潤
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部